

ご自分の健康管理のため、年に1回は必ず受けましょう

健康診査のご案内

受診期間 令和5年5月1日～令和6年3月31日

【特定健康診査】

右記の市が実施する「住民健康診査(無料)」と同時に受診できます。

対象 4月1日現在、市国民健康保険に加入し、受診日当日も引き続き加入している40歳から75歳未満の方(対象の方には4月末頃にオレンジ色の封筒で受診券を送付します)

費用 無料

問合先 保険年金課保健事業担当(1階②番窓口) ☎939・1353



【住民健康診査】

特定健康診査などの補助健診

【特定健康診査等の対象とならない方の健康診査】

【肝炎ウイルス検査】

詳しくはこちらをご覧ください。



問合先 健康課成人保健担当(2階④番窓口) ☎939・1112

【重度障害者の健康診査】

対象 15歳以上40歳未満の在宅重度障害者

受診方法 対象者には郵便でお知らせします。郵便が届いた方は、福祉総務課で受診票・受診券を受け取ってください。

問合先 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106

【後期高齢者健康診査】

対象 75歳以上の方及び一定の障害があると認定された65歳以上74歳以下の方

費用 無料

※受診券が届き次第受診できますが、住民健康診査を同時に受診する場合は、5月1日(月)以降となります。詳しくはお問い合わせください。

問合先

- ・大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031
- ・保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、必ず、事前に医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください。

がん検診のご案内

①市立藤井寺市民病院

(道明寺2-7-3)

検診項目 大腸がん

便潜血反応検査(2日法)

実施日時 月～土曜日(祝日除く)

13:00～16:00

対象 40歳(※)以上の方(年1回)

※令和5年度に40歳に達する方

一部負担金 300円

申込方法 藤井寺市民病院(☎939・7031)に電話で

※受付日時は月～金曜日(祝日除く) 13:30～16:00

②大阪がん循環器病予防センター

(大阪市城東区森之宮1-6-107)

検診項目 胃がん・大腸がん・肺がん

・乳がん・子宮がん(最大5つのがん検診を同日に受診できます)

実施日時

①月・金曜日 午前

②火～木曜日 午前・午後

③土曜日 午前(不定期) ※女性のみで胃がん検診は実施なし

申込方法 健康課へ電話で

※後日受診券を郵送しますので、大阪がん循環器病予防センターへ検診日時を電話予約してください。

注意事項

- ・同年度内に市のがん検診を受診した方は受診できません。
- ・対象者や一部負担金などは、広報ふじいでら4月号と同時配布の「令和5年度藤井寺市保健事業だより」や市ホームページをご覧ください。

けんこうガイド

このページで申込・問合先の記載がない場合の問合先
健康課(2階④番窓口)
☎939・1112

5月はギャンブル等依存症問題啓発月間

ギャンブル等をやめたくてもやめられないと悩んでいる人はいませんか。ご本人やご家族だけで抱え込まず、まずはご相談ください。

依存症の相談窓口

- ・大阪依存症ほっとライン(SNS相談) 毎週水・土・日曜日 17時30分～22時30分(最終受付:22時)

※LINE公式アカウントに友達登録してからご利用ください。



- ・大阪府こころの健康総合センター ☎06・6691・2818

- ・藤井寺保健所 ☎955・4181

問合先 大阪府地域保健課

☎06・6944・7524

健康相談

生活習慣病などの予防や改善に関する相談をお受けします。

○電話相談 ☎939・1112

受付 月～金曜日(祝日を除く)

9時～17時30分

※ほかの方が相談中の場合は、すぐに相談できない場合があります。

場所 健康課(2階④番窓口)

申込方法 電話で



藤井寺保健所からのお知らせ

藤井寺保健所(藤井寺1-8-36)

☎955・4181 ☎939・6479

HIV・梅毒即日検査【予約不要】

[梅毒検査のみは不可] [匿名可]

第2・3水曜日 9:30～10:30

※夜間、土・日曜日の検査は、chot CAST(チョットキャスト)で実施。詳しくはお問い合わせください。

こころの健康相談 ☎

こころの病気、アルコール依存症などの相談に、精神科医、精神保健福祉相談員が応じます。

医療機関に関する相談

毎週月～金曜日 9:15～12:15、13:00～16:00

藤井寺保健所 生活衛生室

☎952・6165

水質検査(飲用水・井戸水・遊泳場水・浴槽水) ☎ ☎

依頼の際はお問い合わせください。

腸内細菌検査(赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157) ☎

毎週月～水曜日 9:30～12:00

ぎょう虫卵検査 ☎ ☎

毎週月～木曜日 9:30～12:00

☎:要予約 ☎:有料

※祝日は受け付けていない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

知ろう学ぼう人権

5月1日～7日は憲法週間

基本的人権は誰もが持つ永久の権利

5月3日の憲法記念日は、1947年5月3日に日本国憲法が施行されたことを記念して定められた祝日で、この日を含む5月1日から7日までの1週間が「憲法週間」です。

日本国憲法の3大原理の一つに「基本的人権の尊重」が掲げられています。基本的人権とは主に以下のようなものがあります。

- ・生活や仕事、考えなどを自由に選ぶことができる権利(自由権)
- ・人種や信条、性別、社会的身分によつて差別されない権利(平等権)
- ・人間らしい生活が保障される権利(社会権)

・国民が政治に参加できる権利(参政権)

・国や地方自治体に要望を出せる権利(請願権)

これらは、誰もが生まれながら持っている「権利」であり、誰かが奪い取ることができない「永久の権利」として憲法で保障されています。しかし、障害者差別や高齢者虐待、貧困問題など社会には数多くの人権問題が存在しており、残念ながらすべて

の人の人権が守られているとはいえない状況です。

基本的人権の尊重のためには、一人ひとりが人権の大切さを認識し、正しい知識を身につけ、お互いの個性を認めあい、尊重しあう人権意識を育むことが大切です。

憲法週間を迎えるにあたり、憲法の意義や基本的人権の尊重について考えてみませんか。

人権擁護委員会にご相談ください

人権擁護委員は地域で人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

6月1日の人権擁護委員の日に特設相談を実施します。

日時 6月1日(木) 13時30分～15時30分

場所 市役所1階相談室

「藤井寺市人権擁護委員会」

- ・松川 命さん(古室)
- ・辻 美穂子さん(春日丘)
- ・東野 恵子さん(林)
- ・服部 仁美さん(藤井寺)
- ・井関 芳文さん(藤ヶ丘)
- ・福本 龍子さん(岡)
- ・大崎 信久さん(西古室)
- ・樋口 真須人さん(恵美坂)

問合先 協働人権課人権推進担当(1階④番窓口) ☎939・1059